

令和3年度

学童クラブ

入所のしおり



飯一いどろんこクラブ 飯一いあまぞらクラブ

飯一いかにじいろクラブ

双柳たけの子クラブ 双柳きのこクラブ

原市場かたくリクラブ

原市場かたくリクラブ第2

一般社団法人 飯能市学童クラブの会

一般社団法人飯能市学童クラブの会の学童クラブ

飯一小どろんこクラブ

中山・八幡町・柳町・原町

飯能市山手町 13-8

TEL 042-974-2939

doronko-138@tbz.t-com.ne.jp

携帯 080-9045-3790

飯一小あおぞらクラブ

仲町・飯能・稲荷町・南町・久下

飯能市山手町 13-14

TEL 042-971-4137

aozora4137@ap.wakwak.com

携帯 080-9045-3791

飯一小にじいろクラブ

山手町・本町・永田・永田台・大河原

飯能市山手町 13-8

TEL 042-978-8300

nijiir_c0717@ybb.ne.jp

携帯 080-9045-3787

双柳たけの子クラブ

なみかみ・浅間上・浅間つばさ・新光

飯能市双柳 1194

TEL 042-973-6689

takenoko1194@tbz.t-com.ne.jp

携帯 080-9045-3792

双柳きのこクラブ

はばたき・はりきり・なかよし

飯能市双柳 1194

TEL 042-980-7713

kinoko.3788@wind.ocn.ne.jp

携帯 080-9045-3788

原市場かたくりクラブ

原市場・中藤

飯能市下赤工 519-1

TEL 042-977-2411

katakuri.club@gmail.com

携帯 080-9045-3793

原市場かたくりクラブ第2

唐竹・赤沢・上赤工・下赤工

飯能市下赤工 442-2 原市場小学校内

TEL 042-978-8280

katakuri.clubdai2@gmail.com

携帯 080-1850-4895

クラブの会事務局

飯能市双柳 353-172

TEL 042-972-8490

Hanno.gakudou@ace.ocn.ne.jp

携帯 なし

「一般社団法人 飯能市学童クラブの会」

ってどんなところ？

一般社団法人飯能市学童クラブの会

代表理事 岩淵 昌司

就学児童が放課後や長期休暇の時、保護者が安心して就労、介護、病気治療等継続して出来るよう、1980年飯能市に最初の学童保育（公設民営）が開所しました。その後順次学童が増える中、安定した運営と保護者による会計の負担を軽減する為、統一運営組織「飯能市学童クラブの会」が2004年に発足しました。

2019年4月より法人化し、「一般社団法人飯能市学童クラブの会」となりましたが、以前からの方針や方向性は変えずに、子どもたちのことを一番に考え、寄り添って保育にあたっています。また、保護者の皆様方との信頼関係を大切にし学童が第2の家庭と思っていただけるような環境作りに努めております。

現在、飯一小どろんこクラブ、飯一小あおぞらクラブ、飯一小にじいろクラブ、双柳たけの子クラブ、双柳きのこクラブ、原市場かたくりクラブ、原市場かたくりクラブ第2の7学童で、連携・協力して運営しています。統一運営をするにあたって、専従の事務職員を雇用していますので、保護者の皆様方の会計業務の負担はありません。また、運営に係わる会議も理事会で協議する為、保護者の皆様方の運営会議に対する負担もありません。保育料に関しても、飯能市が理想とする、おやつ代抜きで1万円を当会では下回っております。他にも、一人親家庭や兄弟で通う児童を対象に減額措置を行っています。現場を預かる職員も、

研修に積極的に参加してスキルアップに努めています。

昨年から続くコロナに不安を抱える保護者の方々がいると思いますが、職員は手洗いやマスクの着用、毎日の検温、室内の消毒などをして感染予防に努め、子どもたちを迎える準備をしています。また、万が一に備えマニュアルを作成して、感染拡大を抑えられるよう、関係各所と連携しています。（別紙参照）

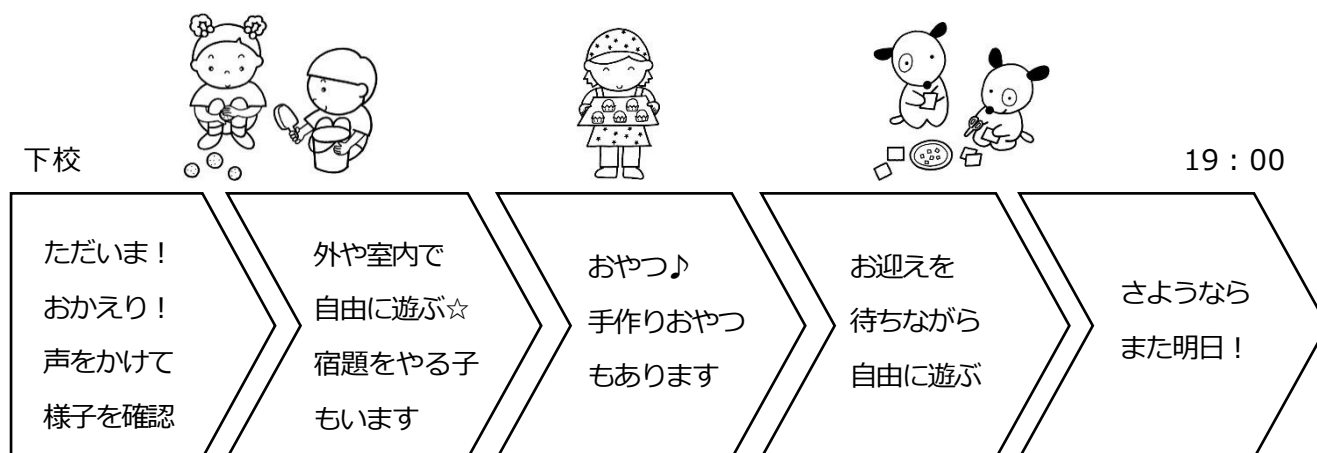
学童生活にも変化があり、行事や活動は中止や延期、規模を縮小して行われてきました。そんな中でも子どもたちは、毎日元気よく、新たな発見をし、工夫しながら仲間たちと生活をしています。帰り道や夕食時にその日の出来事を聞いてみてください。

現在、本来の保護者会や保護者同士の交流が行われていませんが、過去には保護者の皆様の協力のもと、保育時間の拡大や大規模学童の分割などが行われてきました。子どもたちの生活をより良くする為、保護者の皆様のニーズや負担を減らす為には、一人ひとりの力が必要になります。その際には、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

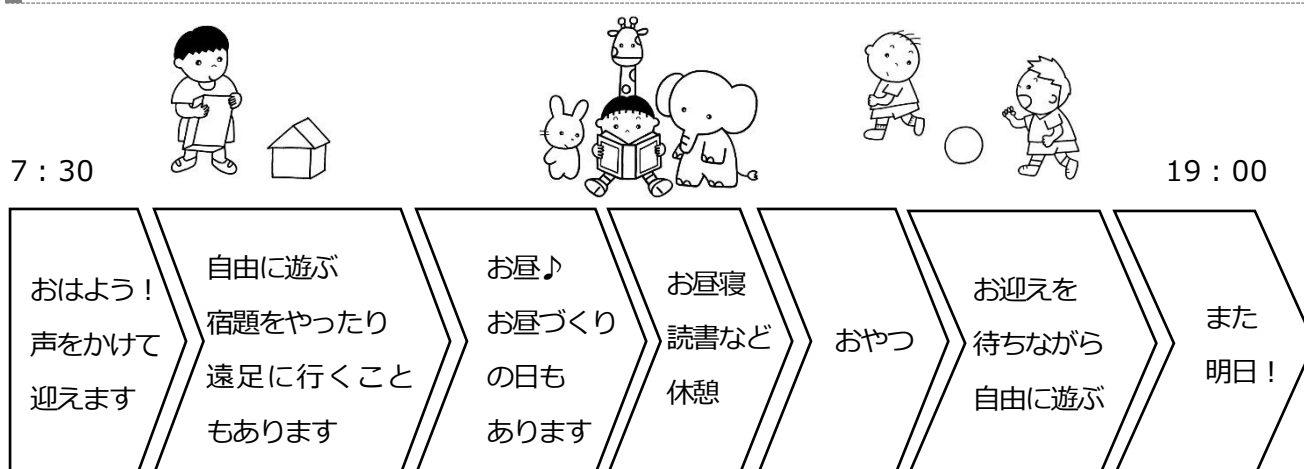
最後に、皆様方のご意見や要望を受ける窓口を、事務局と各学童に設けていますので、必要の際はご利用ください。

学童クラブでの生活

学校がある放課後



学校休業日…毎週土曜日・夏休み・冬休み・春休み・県民の日・開校記念日など



CHECK!

学童クラブと遊び

学童クラブは児童福祉法で定められた事業、「放課後児童健全育成事業」を行います。放課後児童健全育成事業は現在、条例で定める「設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」にもとづき運営されています。

その運営指針の中で、事業の目的として、「適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る」とされており、遊びは子どもにとって不可欠なものとして位置づけられています。

遊びは、子どもにとって最も自主的な活動です。子どもは楽しく遊ぶために、遊びの中で他の子どもの諸能力を読み、自他の特長をいかしたり、演技をしたり、とあらゆる工夫をします。児童期の子どもの社会性は、遊びにおいて最も発揮されます。また、子どもの身体能力や心的能力も遊びにおいて最大限に発揮されるのです。ですから、学童クラブでは生活の中心に「遊び」があるのです。支援員は子どもが主体的に遊びに取り組めるように日々関わっています。

これから始まる学童生活

学童保育は、昼間働いている保護者が安心して働きたい、子どもに安心して安全な放課後を過ごしてほしいという思いから生まれました。

初めて登所してくる子は場所にも人にも慣れていない状態です。まずは学童の生活のルールを話したりしますが、それ以上に子どもたちが緊張しないで生活ができるように支援員は心がけます。

それでも学校と学童の新生活が同時に始まり不安を抱えることがあると思います。

その際はぜひ支援員にご相談ください。

支援員は今後 6 年間保護者を支え一緒に子育てを考えていく仲間になります。学校の事、子育ての事なんでも気軽に伝えていただければ一緒に考えていきます。

学童は「第 2 の家庭」と表現することがあります。1 年生から 6 年生まで通う学童では異年齢の子どもたちの関係も生まれます。1 年生にとって上級生は憧れの存在にもなりますが、少し怖い存在になる時もあります。上級生にとっても、どのように接していいか、何をしたいのかわからない所からのスタートになります。お互いに探りながらの関係作りにはトラブルになる時もあります。その時は支援員が間に入り関係性を築くよう対応します。保護者の方は子どもの行動やトラブルはとても気にかかることと思いますが、子どもたちの様子、トラブルの対応などはお迎え時やお便り、保護者会などでお伝えします。

学童保育は働きながら子育てをする保護者の集まりです。年に数回行われる保護者会で先輩保護者と子育ての悩みを語り合ったり、子どもたちとの行事を作り上げたり、保護者にとっても学童生活が充実するような学童でありたいと思っています。



保護者会・・・働きながら子育てをする仲間

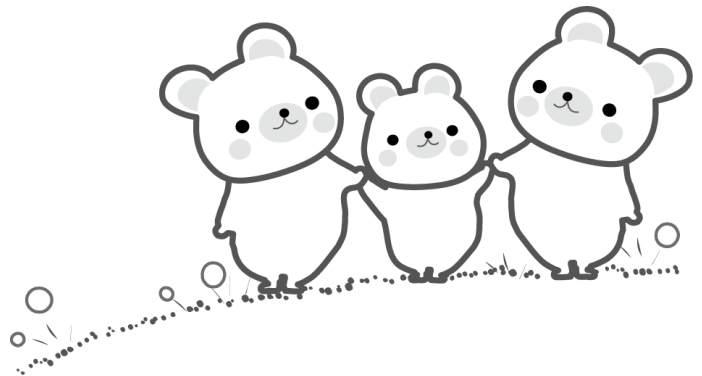
保護者会は、子どもが安全で豊かな学童の生活を過ごすために保護者が集う場所です。

近年保護者会のない学童もありますが、クラブの会では年数回・夜に保護者会を行っています。

日々、お迎えの時やおたよりで子どもの様子を知ることができますが、年に数回行われる保護者会では、より広く子どもの様子や生活を知ることができますし、保護者同士の関わりをつくることができます。学童の保護者は「仕事をしながら子育てをする仲間」です。保護者会で子育ての悩みや喜びを語り合いましょう。

また、保護者会では子どもたちの過ごす施設、環境の改善に向けて話し合ったり、子どもたちが喜ぶ行事を企画したりします。子どもたちが安全に、そして安心して過ごせるように環境の改善に向けて、一人ひとりの声を束にして市へ働きかけることもあります。我が子が毎日過ごす学童がより良くなるようにするためには、学童保育のことを知る・考えることが大切です。

「子どもたちのために、何ができるか？何が必要か？」保護者の皆さんも、子どもたちと共に楽しみながら、力を合わせて考えていきましょう。



入所にあたって

開所時間 ……指導員勤務時間

通常時	一日保育時
午前 10 時 30 分 ～ 午後 7 時	午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時

保育時間

通常保育	特別保育
月曜日 ～ 金曜日	毎週土曜日・春・夏・冬休み 県民の日(11 月 14 日)・開校記念日 学校行事による振替休業日など
下校時 ～ 午後 7 時	午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時

休所日

日曜日・祝日・8 月 14 日・8 月 15 日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

入所手続き

- ◆入所に際し必要な書類（後掲）を記入し提出してください。締め切りは 2 月 20 日（土）です。
その後も随時受付をいたします。
- ◆新しく入所する子どもの受け入れは原則として 4 月 1 日からとなります。
3 月末日までは保育園・幼稚園をご利用ください。
- ◆障がいのある子、特別な配慮が必要な子は、入所前に各学童クラブの指導員にご相談ください。
- ◆保育中のケガや事故等に備え、学童保育事業保険（傷害・賠償責任）に加入します。

保育料・入所金

入所金					10,000 円
保育料	区分	金額（月額）			
	学年	共働き	一人親	兄弟上	一人親兄弟上
	1～3 年	11,000 円	7,500 円	7,000 円	4,000 円
	4 年	7,500 円	6,500 円	6,500 円	4,000 円
	5 年	7,000 円	6,000 円	6,000 円	4,000 円
	6 年	6,500 円	5,000 円	5,500 円	4,000 円
特 別 保育料	特別保育時（朝 7：30 からの一日保育）			1 日あたり	100 円
	" （提出期限後の申込み）			1 日あたり	500 円
	延長保育料（午後 7 時以降お迎えの場合）			15 分あたり	500 円

※兄弟上 …兄弟が 2 人以上在籍する場合は、一番下の子以外が対象となります。

【例】共働き・3 人在籍 → 6 年生 5,500 円 4 年生 6,500 円 1 年生 11,000 円

※保育料には、おやつ代・教材費等が含まれています。

保育料の支払方法

◆ゆうちょ銀行からの自動引落としです。

◆引落日は毎月 5 日です。（土日祝日の場合は翌営業日）再振替は 15 日です。

◆引落とし手数料が 10 円かかります。

◆保育料の徴収時期は次のとおりです。

当月分保育料・・・当月 5 日

特別保育料・・・翌々月 5 日

入所金・・・・・・4 月 5 日（途中入所の場合は入所月または翌月）

◆入所時・春夏冬休み後・新年度の他、特別保育料が加算される月については引落とし通知書で金額をお知らせします。



学童に関すること

- ◆保育中に汗をかいたり、汚れたりすることもあります。着替えをご用意ください。
着替えや持ち物にはお名前を記入してください。
- ◆学童クラブをお休みするときは、学童・学校の両方に連絡をしてください。
- ◆お迎えは、原則保護者が行ってください。子どもだけの帰宅は認めていません。
保育時間内（午後 7 時）にお迎えに来てください。
定期的に外部の方にお迎えを依頼する場合には、送迎依頼確認書を提出してください。
- ◆駐車場を利用する際は、一般の通行車両に迷惑をかけないようにお願いします。
- ◆一日保育や給食の無い日は、原則としてお弁当を持たせてください。
- ◆書類の提出期限は守ってください。
土曜日保育の申込みは前月の 15 日までとなります。（15 日が休日の場合は前後します）
提出期限を過ぎた場合は、特別保育料 1 日 100 円が 1 日 500 円となります。



学校に関すること

- ◆学校に提出する家庭調査表に「学童クラブに通う」ことを記入してください。
- ◆学童クラブを休む場合は、学校へ学校の連絡帳に記入して伝えてください。
一斉下校の時は班長さんにも伝えてください。
- ◆一年生は、入学後しばらくの間、学童クラブから指導員が学校へお迎えに行きます。



緊急時（地震・風水害）における学童クラブの対応

1、緊急時について

- ① 緊急時とは災害や、大地震発生時、不審者等による事件が学童クラブ及び地域内で発生した時です。
- ② 緊急時の対応地域は飯能市全域です。

2、連絡方法について

緊急時の対応については可能な限り、メール・電話でご連絡いたしますが、停電等でライフラインが機能していない場合は、施設への掲示等の対応をする場合がありますので、ご了承ください。

3、学童クラブの対応及び児童の登所について

緊急時は、保護者または代理人（以下「保護者等」という）の送迎をお願いします。

緊急時の対応は学校によって異なる場合があります。学童クラブでは下表の通りとなります。

A 小学校へ登校後

小学校の対応	学童クラブの対応
一斉下校	10 時 30 分から開所しています。下校時より保育します。
保護者の引き取りによる下校	閉所します。

B 小学校への登校前

小学校の対応	学童クラブの対応
登校時間の変更	前日までに分かっていて指導員対応ができる場合は、午前 7 時 30 分より対応します。 小学校の登校時間に合わせて、児童をクラブより学校へ送り出します。

C 小学校が休業になる場合（休校、長期休業等）

状況	学童クラブの対応
大雪、暴風等の 気象警報発令時	指導員が出勤でき安全に保育ができる場合は、別途連絡の上開所します。 交通機関の運行遅延等、クラブ開所に障害が生じている場合があります。 登所前に学童クラブの状況を確認してください。
大地震発生時	安全が確認できるまで閉所します。
特別警報発令時 (重大事案発生時)	安全が確認できるまで閉所します。

D 学童クラブへ登所後

状況	学童クラブの対応
大地震発生時	保護者の速やかな引き取りによる帰宅となります。 大地震発生時は、状況により、各地域の避難所（小学校）に避難します。
特別警報発令時	速やかに命を守る行動を取ります。状況により各クラブに留め置き、 安全確認後に各地域の避難所に避難します。
不審者による事件発生時	状況により、学校・公共施設等へ避難します。

◆市内にて大規模災害が発生した場合は、児童の安全を確保するために、基本的に地区の小学校へ避難します。
保護者の方は避難先にて児童の引き取りをお願いします。

◆インフルエンザ等（新型インフルエンザ等を除く）による学級閉鎖の場合、発症していない児童について
原則 7 時 30 分からの受け入れをします。一日保育料（100 円）がかかります。

◆避難場所一覧 第一避難場所にいない場合は第二にお回りください

第一 避難 場所	飯一小どろんこクラブ	飯能第一小学校
	飯一小あおぞらクラブ	
	飯一小にじいろクラブ	
	双柳たけの子クラブ	双柳小学校
	双柳きのかクラブ	
	原市場かたくりクラブ	原市場小学校
	原市場かたくりクラブ第 2	
第二避難場所		各学童クラブ（安全確認後）

1 学童保育賠償責任保険

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

学童保育所等に法律上の損害賠償責任がある場合に保険金が支払われます

- ◆認可保育所および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。
- ◆学童保育所ごとにお申込みください。

この保険の特長

この保険は、学童保育所、学童保育業務または学童保育で提供した飲食物等に起因して保険期間中に生じた事故に基づき、学童保育所等の被保険者が他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いするものです。（日本国外において発生した事故は補償されません）

- 被保険者（補償を受けることができる方）は学童保育所およびその役員、使用人等となります。

- 被保険者が負担する次の賠償金または費用は費用に対して保険金をお支払いします。

①被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たする場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

- 保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害

(施設賠償責任保険)

日本国内において、記名被保険者が所有、使用または管理する学童保育所や学童保育業務の遂行に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(生産物賠償責任保険)

日本国内において、記名被保険者が学童保育で提供した飲食物等（生産物）や学童保育業務の結果に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(1) 施設上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育所の設備の火災や管理の不備による事故に基づく賠償損害

例えば ・ スベリ台に釘が出ていて児童がケガをした。

例えば ・ 戸や棚がたおれて児童がケガをした。

(2) 業務上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育業務として行われた保育の遂行中に不注意によって生じた賠償損害

例えば ・ プランコや遊動円木に乱暴に乗っているのを見て注意しなかったため、転落してケガをした。

(3) 生産物の事故（生産物賠償責任保険）

学童保育で提供した生産物や学童保育業務の結果によって生じた賠償損害

例えば ・ 学童保育で提供した飲食物等が原因で発生した他人の食中毒事故に基づく賠償損害

※この保険契約と重複する保険契約や非清契約(以下「他の保険契約等」といいます)がありますが、この保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が出た場合、この保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

※差引いた金額に対して、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●管理下財物損害賠償特約(保約条項)

被保険者が管理する他人の財物（管理下財物）の損壊・紛失・盗取・詐取について、被保険者がその財物の正当な権利者に対して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※リース契約またはレンタル契約等に基づき他人から借りている財物は対象となります。

※貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨とう品・熊掌・印章・簿本・設計書・写真その他これらに類するものは対象となります。

※自動車の所有・使用・管理に起因する損害は対象となります。

※管理下財物が、被保険者または被保険者と同居する親族が所有する財物である場合は、対象となります。

●人格権侵害補償（人格権侵害責任保険）

学童保育業務の遂行等に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示（以下「不当行為」といいます。）によって、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限ります。

※広告・宣伝活動・放送活動または出版活動に起因する損害は対象となります。

※第三者への経済的信用を侵害する行為（いわゆる信用毀損）は対象となります。

補 償 額

契約タイプ	支払限度額		免責金額※
	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険	
非受 大型タイプ	対人：1名1億円/1事故5億円 対物：1事故500万円 (保険期間通算5億円)	対人：1名1億円/1事故5億円 対物：1事故500万円 (保険期間通算500万円)	施設賠償責任保険・ 生産物賠償責任保険 対人、対物とも 1事故につき10,000円
	対人：1名1億円/1事故5億円 対物：1事故200万円 (保険期間通算5億円)	対人：1名1億円/1事故5億円 対物：1事故200万円 (保険期間通算500万円)	対人、対物とも 1事故につき10,000円
基本タイプ	管理財物補償 1 事故 100 万円		1 事故につき 10,000 円
上記共通	人格権侵害補償 1 名 50 万円 1 事故 1,000 万円 (保険期間通算 1,000 万円)		1 事故につき 10,000 円

※免責金額：保険金をお支払いする際に、損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

保 険 料 (1年間) ※加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

契約タイプ	見 込 数 (1 施設あたり)		保 険 料
	見 込 数	10 名まで	
大型タイプ	見 込 数	50 名まで	6,500 円
	見 込 数	100 名まで	8,200 円
	見 込 数	200 名まで	9,200 円
基本タイプ	見 込 数	10 名まで	10,500 円
	見 込 数	50 名まで	5,500 円
	見 込 数	100 名まで	6,850 円
	見 込 数	200 名まで	7,600 円
	見 込 数	200 名まで	8,500 円

※見込数はお申し込みの時点で押通し可能な最近の会計年度(1年間)における確定した平均修習児童数でござります。平均修習児童数の算出は、2018年4月～2019年3月の年間の毎月1日時点における児童数の平均数(12ヶ月で算出)とさせていただきます。施設学童保育所の場合も児童数をお知らせください。保険期間の途中で児童数が増加した場合でも追加保険料のお支払いは不要となります。(3. 学童保育児童数報告書提出については、増加人数分の保険料が必要となりますのでご注意ください。)また、登録児童が減少した場合の保険料の返戻は行いませんのでご了承ください。なお、ご申告いただいた平均修習児童数が把握可能な最近の会計年度の平均登録児童数に不足していた場合は、申告された数字に基づき保険料と実際の数字に基づき保険料の割合により保険金が削減される場合がございますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合はP.3をご参照ください。

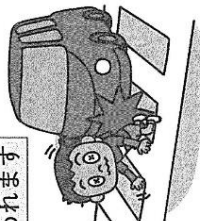
熱中症（日射病、熱射病）、細菌性食中毒等も補償の対象です。

(留守家庭児童団体傷害保険特約付帯傷害保険) ※詳細は各保険約款によります。

この保険の対象となる方は、ご加入の施設に登録された児童全員（職員を含められます）となります。

児童保育所の管理責任の有無に関わらず保険金が支払われます。

●認可保育園および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。



の保険の特長

- 児童が学童保育所の管理下中（往復路上を含みます）に急激かつ偶然な外来の事故による傷害を被った場合に、学童保育所の管理責任や業務責任の有無に関係なく保険金をお支払いします。
- 健康保険や生命保険および加害者からの賠償金などは関係なく保険金をお支払いします。
- 保険の加入者は学童保育所の責任者となります。
- 熱中症（日射または熱射による身体の障害）による死亡・後遺障害、入院・手術、通院を補償します。

被保険者は学童保育所の登録児童全員といたします。学童保育所の指導員全員（ただし、ボランティアの方は含みません）を含めることもできますので、その場合には申込書に明記してください。

※児童保育所にて保険の対象となる児童（指導員）の名称を常に備え付け、保険会社とその
 間質を求めたときは、いつでもこれに応じていただくことが必要です。また、保険金のお
 支払いに際しては、児童保育所に備え付けの名称をご提出いただく場合があります。また、
 保険金請求書等所定の保険金請求書類のほかには、児童保育所の代表者等が発行するその施設
 の管理下にある間に生じた事故である旨の証明書の提出が必要となります。

お支払いの対象となる損害

児童保育所の管理下において児童および指導員が急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

この保険でいう「学童保育所の管理下」とは次の場合をいいます。

- (1) 学童保育所施設内にいる間
- (2) 学童保育所の行事としての遠足等（学童保育所の指導員が引率するものに限ります。）に参加している間

(3) 住居（学校・保育園から施設に赴く場合は、その学校・保育園）と児童保育所施設（施設以外の場所での施設の行事が行われるときのその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。）とを合理的な経路および方法により往復している間

ては、後記「補償の内容」をご確認ください。＞

1口あたりの補償額および保険料	保 険 金 額	年間1名1口あたり保険料
死亡・後遺障害保険金額	119万円	800円
入院保険金日額*	1,500円	
通院保険金日額	1,000円	
1名あたりの限度口数	3口限度	

※手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）、または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。傷の延
びや、敗血菌等お支払いの対象外の手術があります。

[illegible]

補償の内容

東京海上火災保険金支払いの対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの場合は、東京海上火災保険金支払いの対象となっておりません。その影響がなかった時に相当する金額をお支払いします。

[illegible]

「案件付限争議決免券」に関する一部修正特約がセプトされているため、デロ行加によるケガは駄事です。なお、「条件付賠償換免券」に関する一部修正特約は、その規定にかかわらず、デロの危険が過った場合でも所収されません。

[illegible]

1 事務に就く者が加わって入塾中・入塾後の地方の手筈を知りたい場合には、入塾検査当日の 10 時間の預かりを申しします。

この管理下中には、往復船を含まず。
遊覧船、定船、例船定期船、防（ろう）
習におけるケガには、有罪判決には有罪判決による被害に
類性。外資性にもかかわらずケースについては、保険金受取の
権利は、有罪判決には有罪判決による被害に類性。

MEMO



提出していただく書類 児童 1 人につき 1～7 までの 1 セットが必要です

1. 入所申請書
2. 就労証明書（父母各 1 枚） 兄弟が入所する場合には就労証明書は父母各 1 部の提出で結構です。
3. 同意書
4. 児童調査書（裏表記入）
5. 緊急災害時児童引き取りカード
6. 春休み・4 月の土曜日出欠アンケート

春休み、土曜日出欠アンケートに○で提出した日には特別保育料が加算されます。

できる限り正確をお願いします。

7. 自動払込利用申込書（初回保育料引き落としは 4 月 5 日です）

郵便局の「自動払込利用申込書」は訂正する場合、二重線を引き訂正印（届出印）を押していただくか、新たに書き直してください。修正液・修正テープは使えません。

書類の提出が期限を過ぎた場合、4 月の保育料の引落しができない場合があります。

8. その他の書類(保育料減額申請書・申立書)

「減額申請書」一人親家庭の場合は住民票を添付してください。

兄弟減額の申請の場合には、対象になる上の子ども 1 人につき 1 枚提出してください。(住民票は不要)

「申立書」休職中、介護中、就学中など就労以外の場合に記入し、提出してください。

尚、「申立書」は 3 ヶ月を期限とし、継続される場合には再提出していただきます。(就学は不要)

<注意事項>

- ① 書類提出後に不備のために差し戻しをする場合があります。
特に就労証明書は会社を書いていただくため、時間がかかります。期限に間に合わなければ、就労証明書以外の入所書類を期限内に提出していただき、就労証明書は別途提出をお願いします。
- ② 途中入所も可能です。入所を希望する月の前月 1 日までに必要書類の提出をお願いします。

<書類提出方法> 提出日時 2 月 13 日(土)・20 日(土) 10 時 ～ 17 時

書類は各学童クラブにご提出ください。上記以外平日にも受け付けますが、その場で記載事項を確認しますので、上記の日程でご協力ください。尚、平日に各学童に提出する場合には、保育時間を避けて午前中をお願いします。午前中、職員は会議や研修で留守になる場合があります。前もってご連絡をいただければ、都合を合わせることもできますのでよろしくお願いします。学童の見学を希望する場合は、事前に各学童クラブへ連絡して日程調整の上お越しください。

最終締め切りは 2 月 20 日(土)です。

私たちは感染予防のため以下の事に取り組んでいます

① 事業全般

- 石鹸を用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒により、手指を清潔に保つ
- 手が触れる机やドアノブなど物の表面は、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行う
- 定期的な換気を行う
- 咳エチケットを実行する（マスクの着用・ティッシュやハンカチ等で口や鼻を覆う）
- 児童に対して、適切な手洗いの方法の指導を行う
- タオルの共有はしない

② 職員の体調管理

- 出勤前に体温計を計測し、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められ溜場合は出勤しない
- 過去に発熱等が認められて場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまで出勤はしない
- 該当する職員の健康状態に留意する

③ 児童の体調管理

- 登所前に体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合は利用を控えていただく
- 過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を控えていただく
- 該当する児童の健康状態に留意する

④ 外来者への対応

- 委託業者等からの物品の受け渡し等は限られた場所から行う
- 施設内に立ち入る場合は検温を計測してもらい、発熱等が認められる場合は立ち入りを断る。

⑤ 当会の取り組み

- 学童に登所した児童に体温測定を行う
- 室内で子どもたちにマスク着用を促す
- 出入り口に手指用消毒液設置をする
- 定期的に玩具やドアノブなどの消毒を行う
- おやつ前後のテーブルの消毒行う
- 定期的な換気を行う
- 保護者お迎え時の手指消毒の声掛け
- おやつ前の手洗い・消毒の声掛けをします。（1日保育時は5回程度）

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症疑似症例・感染者発生時対応フロー

